

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項に基づき、京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる小型いかつり漁業のうち、京都府外に住所を有する者が営むものについて、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間を次のように定める。

令和 8 年 3 月 9 日

京都府知事

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
小型いかつり漁業	20 隻	5 トン以上 15 トン未満	京都府沖合海面	5 月 10 日から 10 月 15 日まで	別記 1 の 1	別記 2 の 1
	20 隻	5 トン以上 10 トン未満		5 月 10 日から 11 月 30 日まで	別記 1 の 2	別記 2 の 2

別記 1 漁業を営む者の資格

- 1 福井県小型いか釣り漁業者と京都府釣り漁業者とが締結した協定に基づく申請者
- 2 但馬海区いか釣り漁業者と京都府釣り漁業者とが締結した協定に基づく申請者

別記 2 条件（1 及び 2 は福井県船及び兵庫県船ともに共通、3 は各県別途）

- 1 次の海域において操業してはならない。
 - (1) 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の経ヶ岬突端と舞鶴市沖ノ島北端を見通した線から沖合 6 海里以内の海域
 - (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の距岸 6 海里以内の海域
- 2 操業海域において使用する集魚灯の数は次のとおりとする。
 - (1) 経ヶ岬突端正北の線以東の海域
 - ア 北緯 35 度 54.19 分の線以南の海域においては、3 kW 以内の電球 12 個以内
 - イ 北緯 35 度 54.19 分の線を超えいか釣り漁業操業禁止線（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）の別表第 4 のいか釣り漁業の項の 1 の口の（8）の点と（9）の点を結んだ線をいう。以下同じ。）までの海域においては、3 kW 以内の電球 18 個以内

(2) 経ヶ岬突端正北の線以西の海域

ア 水深 200m 以浅の海域においては、3kW 以内の電球 12 個以内

イ 水深 200m を超えいか釣り漁業操業禁止線までの海域においては、3 kW 以内の電球 18 個以内

3 【福井県船】

許可船舶は、船橋若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。

(※様式 縦 17cm 以上、横 80cm 以上の枠内に、10cm 角以上、太さ 1 cm 以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。)

3 【兵庫県船】

許可船舶は、船橋若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。

(※様式 縦 10cm 以上、横 80cm 以上の枠内に、黄地に黒色で許可番号を明記したもの。)

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 3 月 9 日から令和 8 年 4 月 8 日まで

3 許可の有効期間

1 年(令和 8 年 5 月 10 日から令和 9 年 5 月 9 日まで)